

令和６年６月２１日

（名称）小野市地域公共交通会議

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

小野市には、公共交通として、鉄道（ＪＲ、神戸電鉄、北条鉄道）、路線バス、コミュニティバスが運行している。これらの公共交通機関は、市民の日常生活に必要不可欠な移動手段として利用されている。しかし、少子高齢化の進展や自動車の普及などによる利用者の減少により、公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にある。今後もさらに高齢化が進むと予想されている中で、活気があり、安心して生活できるまちづくりのためには、地域公共交通の必要性が一層高まってくることとなる。

ついては、それぞれの公共交通機関が連携し、公共交通ネットワークを構築することで、利便性が高く、効率的で効果的な公共交通システムを構築することを目指す。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**（１）事業の目標**

小野市内を運行するコミュニティバスの目標を次のとおりとする。

なお、(2)は幹線系統（路線バス）の実績値を含む市内バス路線における目標値とする。

(1) 利用者数	全体年間利用者数	211,000人以上	(令和７年度)
	65歳以上の高齢者の年間利用者数	98,500人以上	(令和７年度)
	一般利用者の年間利用者数	72,500人以上	(令和７年度)
(2) 公的資金投入額	253円/人・年	(令和７年度)	
(3) 収支率	6%	(令和７年度)	

※小野市地域公共交通計画 P88～91 参照

（２）事業の効果

交通空白地域と市内中心市街地及び主要施設を結ぶ運行をコミュニティバスが担うことにより、交通空白地域の住民等の交通手段を確保するとともに、市街地における活性化や新たなコミュニティ活動の醸成を図る。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 実施事業：総合時刻表の作成（小野市地域公共交通計画 P78 参照）

事業内容：らん♡らんバス（コミュニティバス）、デマンドバス、神姫バス、神戸電鉄、ＪＲ加古川線、北条鉄道についての総合時刻表を作成することによる市内公共交通機関の利便性向上

実施主体：小野市地域公共交通会議

(1) 実施事業：ワーキンググループ会議開催（小野市地域公共交通計画 P85 参照）

事業内容：各自治会から選出されたワーキンググループ委員の方々と市内公共交通全般に関する協議を行うことにより、公共交通利用者の意向を反映した実効性の高い施策推進を図る。

実施主体：小野市地域公共交通会議

(1) 実施事業：小学生以下、65歳以上、障がい者のらん♡らんバス運賃無料（平成18年4月～実施）

事業内容：らん♡らんバス（コミュニティバス）は福祉施策の一環として運行していることから、上記の方々について運賃を無料とすることにより、利用促進を図る。

実施主体：小野市

別 紙（地域内フィーダー系統）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び
運送予定者

表 1 を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

費用の負担者：神姫バス株式会社

なお、小野市から運行事業者へ支出する補助金については、運行経費（約 1.4 億円）から、運送収入及び国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

(1) 評価手法：利用実績（利用者数）による定量評価

測定方法：運行事業者が日単位で利用実績（利用者数）を計測

(2) 評価手法：利用実績（利用者数）及び支援実績（補助額）による定量評価

測定方法：(1)における実績及び市から事業者への補助額により 1 人あたりの公的資金投入額を算出 ※幹線系統（路線バス）を含む

(3) 評価手法：利用実績（収支率）による定量評価

測定方法：運行事業者が 1 年度間に要した経費に対する運賃収入の割合を算出

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの
運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村
に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期
及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表 5 を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

更なる利便性向上の観点から、市内公共交通ネットワークを拡充するため、バス車両の増車を行い、市民への安定した公共交通サービスの確保を図る。

また、現在補助対象路線を走行している車両の老朽化が進んでいるため、利用者の安全性確保のために、新たに車両を購入し、更新を行う。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

小野市内を運行するコミュニティバスの目標を次のとおりとする。

なお、(2)は幹線系統（路線バス）の実績値を含む市内バス路線における目標値とする。

(1) 利用 者 数	全体年間利用者数	211,000人以上	(令和7年度)
	65歳以上の高齢者の年間利用者数	98,500人以上	(令和7年度)
	一般利用者の年間利用者数	72,500人以上	(令和7年度)
(2) 公的資金投入額	253円/人・年	(令和7年度)	
(3) 収 支 率	6%	(令和7年度)	

※小野市地域公共交通計画 P88～91 参照

(2) 事業の効果

(事業の効果)

①令和元年12月及び令和3年1月に購入した車両については、老朽化の進んでいる車両を更新し、利用者の安全性・快適性を確保・維持することを目的としている。

②令和3年10月に購入した車両については、今後更なる高齢化により需要が高まると考えられるコミュニティバスの利便性の向上、市内交通ネットワークの充実のための便数拡充を目的としている。(小野市地域公共交通計画 P66 参照)

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

表6を添付

なお、車両の取得に係る購入費用総額のうち、小野市から運行事業者への補助金額については、購入費用総額から国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

小野市地域公共交通会議開催状況

- ・平成21年 3月 4日 小野市地域公共交通会議設置要綱の制定等について
- ・平成21年12月 1日 小野市地域公共交通総合連携計画の策定について
- ・平成22年 2月22日 小野市地域公共交通総合連携計画案について
- ・平成22年 7月16日 平成21年度歳入歳出決算の承認等について
- ・平成23年 3月24日 平成22年度事業報告及び平成23年度事業計画について
- ・平成23年 8月23日 平成22年度歳入歳出決算の承認について
- ・平成24年 1月18日 地域公共交通活性化再生総合事業に関する事後評価について
- ・平成24年 3月28日 市内路線バスのコミュニティバスへの運行移行について
- ・平成24年 8月20日 平成24年10月ダイヤ改正について
- ・平成25年 4月26日 平成24年度コミュニティバス運行実績について
- ・平成25年 6月25日 小野市地域公共交通総合連携計画案について
- ・平成25年 8月28日 平成25年10月1日ダイヤ改正について
- ・平成25年11月25日 平成26年1月6日ダイヤ改正について
- ・平成26年 8月19日 平成27年1月2日ダイヤ改正について
- ・平成27年 5月21日 小野市地域公共交通網形成計画の策定について
- ・平成27年10月21日 平成28年1月2日ダイヤ改正について
- ・平成27年12月21日 小野市地域公共交通網形成計画の策定について
- ・平成28年 6月17日 平成28年8月1日ダイヤ改正について
- ・平成29年 4月27日 平成29年度歳入歳出予算等について
- ・平成29年 7月 7日 平成29年9月1日ダイヤ改正について
- ・平成30年 5月15日 平成30年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等
平成30年7月1日ダイヤ改正について
平成30年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
平成31年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等
- ・令和 元年 5月22日 令和元年度歳入歳出予算について
令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等
- ・令和 元年11月21日 「らん♡らんバス」への中型バス導入について
令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について 等
- ・令和 2年 3月 2日 令和2年5月7日ダイヤ改正について
令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について 等
- ・令和 2年 7月14日 令和2年度歳入歳出予算について
(書面開催) 令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等
- ・令和 3年 4月 7日 「小野市地域公共交通計画(案)」に係るパブリックコメン
(書面開催) トの実施について
- ・令和 3年 6月14日 令和3年度歳入歳出予算について
令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等
- ・令和 4年 6月22日 令和4年度歳入歳出予算について
令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等
- ・令和 5年 6月20日 令和5年度歳入歳出予算について
令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等
- ・令和 6年 6月21日 令和6年度歳入歳出予算について
令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画について 等

19. 利用者等の意見の反映状況

- ①各自治会から選出されたワーキンググループ委員に対しコミュニティバスの意見聴取を行い事業計画に反映
 - ・調査対象：各自治会から選出されたワーキンググループ委員（36名）
 - ・調査方法：ワーキンググループ会議開催による意見聴取
 - ・調査期間：令和5年11月（全6回）
 - ・反映状況：ワーキンググループ会議では、「らん♡らんバス（コミュニティバス）があることで、通院や買い物に行くことができる。」との意見がある一方で、「鉄道等へ乗り継ぎに配慮したダイヤを組んでほしい。」との意見が出たため、本計画年度においては今後実施するダイヤ改正への反映を検討する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

R8年度～計画期間最終年度については、R7年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハて該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
兵庫県 (小野市)	神姫バス(株)	(1) 北回り循環(時計回り)	イオン	黒川西	イオン	18.7 km 循環 km	363日	778回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(2) 北回り循環(反時計回り)	イオン	黒川西	イオン	18.7 km 循環 km	363日	1089回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(3) 北スクール1(往路)	北丘町	黒川西	電鉄小野駅	往 4.7km 復 -	259日	129.5回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄栗生線「小野駅」と近接	③
		(4) 北スクール2(復路)	新開地	坂下	イオン	往 - 復 3.0km	259日	129.5回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(5) 河合統合1(往路)	土井病院入口	電鉄小野駅	北播磨総合医療センター	往 19.4km 復 -	155日	155回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(6) 河合統合2(復路)	西山町	イオン	北播磨総合医療センター	往 - 復 19.7km	155日	77.5回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(7) 河合統合3(復路)	西山町	イオン	電鉄小野駅	往 - 復 15.9km	155日	77.5回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(8) 河合統合4(往路)	近津神社前	特別支援学校	河合西駅前	往 4.8km 復 -	259日	129.5回			路線定期運行	②(2)	JR加古川線「河合西駅」と近接	③
		(9) 河合統合5(復路)	河合西駅前	特別支援学校	栗生駅前	往 - 復 6.1km	259日	129.5回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄栗生線「栗生駅」と近接	③
		(10) 鴨池1(往復)	ゆびか	鴨池	北播磨総合医療センター	往 21.1km 復 21.1km	104日	104回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(11) 鴨池2(往路)	ゆびか	鴨池	イオン	往 15.3km 復 -	104日	52回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(12) 鴨池3(復路)	御浜温泉前	鴨池	電鉄小野駅	往 - 復 15.1km	104日	52回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(13) 鴨池4(往復)	鴨池	小野町駅東	北播磨総合医療センター	往 15.2km 復 15.2km	104日	104回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(14) 鴨池5(往路)	鴨池	小野町駅東	イオン	往 9.4km 復 -	104日	52回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(15) 鴨池6(復路)	鴨池	小野町駅東	電鉄小野駅	往 - 復 11.4km	104日	52回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(16) 山田・榎山1(往復)	ゆびか	榎山駅前	イオン	往 22.1km 復 22.1km	208日	312回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(17) 大開1(往復)	イオン	栄町1吉町	万勝寺新田	往 18.6km 復 18.6km	208日	312回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(18) 万勝寺1(往復)	下栗桑小学校	中山	北播磨総合医療センター	往 21.1km 復 20.5km	207日	207回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(19) 万勝寺2(往路)	下栗桑小学校	中山	イオン	往 15.2km 復 -	207日	103.5回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(20) 万勝寺3(復路)	下栗桑小学校	中山	電鉄小野駅	往 - 復 16.7km	207日	103.5回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(21) ひまわりタウン1(往復)	うぐいす台	イオン	北播磨総合医療センター	往 25.2km 復 25.2km	104日	156回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(22) ひまわりタウン2(復路)	うぐいす台	イオン	電鉄小野駅	往 - 復 21.4km	104日	52回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(23) 中谷1(往復)	うぐいす台	高山町	北播磨総合医療センター	往 22.9km 復 22.9km	207日	310.5回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(24) 中谷2(往復)	うぐいす台	高山町	電鉄小野駅	往 19.1km 復 19.1km	311日	362.5回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(25) 中谷3	イオン	電鉄小野駅	うぐいす台	往 15.7km 復 -	311日	155.5回			路線定期運行	②(2)	神姫バスが運行する幹線バス「社～明石駅線」における「イオン小野前」停留所と近接	③
		(26) 匠台1	榎山駅前	榎公園南	榎山駅前	10.2 km 循環 km	311日	3110回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄栗生線「榎山駅」と近接	③
		(27) 匠台2(復路)	榎山駅前	テラノプラザ前	匠台18番地前	往 - 復 6.5km	311日	155.5回			路線定期運行	②(2)	神戸電鉄栗生線「榎山駅」と近接	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

資料6-③

市区町村名	兵庫県小野市
-------	--------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	14,981

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
14,981	別紙の通り	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
小野市地域公共交通計画	令和3年6月25日	—

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
兵庫県 (小野市)	神姫バス(株)	1	^{24, 26} 中谷2,匠台1	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	59人	令和元年12月			一括
		2	^{1~ 25,27} 北回り循環(時計回 り)~匠台2(復路) ※匠台1除く	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	33人	令和3年1月			一括
		3	^{1~ 25,27} 北回り循環(時計回 り)~匠台2(復路) ※匠台1除く	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	33人	令和3年10月			一括
		4	()								
		5	()								

(注)

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又は**プティバス**の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
兵庫県 (小野市)	神姫バス(株)	1	^{1~} 25,27 北回り循環(時計回 り)~匠台2(復路) ※匠台1除く	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	33人	令和3年1月			一括
		2	^{1~} 25,27 北回り循環(時計回 り)~匠台2(復路) ※匠台1除く	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	33人	令和3年10月			一括
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又は~~プティバス~~の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
		1	()								
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又は**プティバス**の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。